平 成 2 0 年 4 月 2 4 日 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)

平成20年第8回 立川市教育委員会定例会

平成20年第8回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成20年4月24日(木)

開会 午後 1時30分 閉会 午後 2時38分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)

3 出席委員 古 木 光 義 中 村 祐 治

宮田由香 大澤祥一

署名委員 宮田由香

4 説明のため出席した者の職氏名

大澤 祥一 教育長 教育部長 高橋 眞二 小林 健司 総務課長 学務課長 岡部 利和 指導課長 樋口 豊隆 堀田 直樹 統括指導主事 指導主事 中嶋 富美代 学校給食課長 石井 雅隆 生涯習階進センター長 五十嵐 敏行 体育課長 伊東 幸吉

図書館長 清水 啓文

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 久保 義彦 鈴木 啓史

案 件

1 議案

- (1)議案第16号 立川市学校給食運営審議会委員の任命について
- (2)議案第17号 立川市社会教育委員に関する条例施行規則の一部を 改正する規則について
- (3)議案第18号 立川市林間施設条例施行規則の一部を改正する規則 について

2 協議

(1)「図書館の見直し方針」について

3 報告

- (1)学級数・児童生徒数について
- (2) 平成20年度指導課の方策について
- (3)「図書館の見直し方針」のパブリックコメント及び説明会について
- 4 その他

平成20年第8回立川市教育委員会定例会議事日程

平成20年4月24日教育委員会会議室

1 議案

- (1)議案第16号 立川市学校給食運営審議会委員の任命について
- (2)議案第17号 立川市社会教育委員に関する条例施行規則の一部を 改正する規則について
- (3)議案第18号 立川市林間施設条例施行規則の一部を改正する規則 について

2 協議

(1)「図書館の見直し方針」について

3 報告

- (1)学級数・児童生徒数について
- (2) 平成20年度指導課の方策について
- (3)「図書館の見直し方針」のパブリックコメント及び説明会について

4 その他

開会の辞

古木委員長 ただいまより、平成20年第8回立川教育委員会の定例会を開催いたします。

本日は牧野教育委員長職務代理が、ご都合により欠席でございます。欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

署名委員に宮田委員、お願いいたします。

議案

(1)議案第16号 立川市学校給食運営審議会委員の任命について

古木委員長 本日の案件は議案が3件、協議1件、報告3件、その他となっております。 それでは、議案第16号、立川市学校給食運営審議会委員の任命についての説明を、石井 学校給食課長、お願いいたします。

石井学校給食課長 学校給食課から議案第16号、立川市学校給食運営審議会委員の任命についてご説明いたします。

本案は、立川市学校給食運営審議会条例第3条第1項第3号に基づきまして、同審議会委員でありました立川市立立川第六中学校校長の高橋宗司氏の定年退職による退任に伴いまして、後任の同審議会委員といたしまして、立川市立立川第四中学校校長の伊藤洋英氏を任命したいとするものであります。なお、任期につきましては、同条例第3条第2項に基づきまして、前任者の残任期間でございます平成21年10月30日までとなります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

古木委員長 ありがとうございました。

議案第16号は、ただいまご説明のとおり、第六中学校の高橋宗司校長が3月で定年退職されまして、その欠員ということで、後任に残存任期の間、四中校長の伊藤洋英先生を任命するということでございます。委員の方、ご異議ございませんね。

(「異議なし」の声あり。)

古木委員長 よって、本議案は承認されました。

議案

(2)議案第17号 立川市社会教育委員に関する条例施行規制の一部を改正 する規制について

古木委員長 次に、議案第17号、立川市社会教育委員に関する条例施行規則の一部を改正 する規則について、でございます。

五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、議案第17号、立川市社会教育委員に関する条

例施行規則の一部を改正する規則について、内容をご説明いたします。お手元の新旧対照表をごらんください。

第4条第2項第2号の2に、「家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人」を追加し、 第4号の「学識経験を有する者」を「4人以内」に改正をお願いしたいという内容であり ます。

これは、社会教育法の一部を改正する法律(平成13年法律第106号)により、社会教育法第15条2項で、家庭教育の向上に資する活動を行う者を社会教育委員に委嘱できるようになったことと、また教育基本法(平成18年法律第120号)第13条で、学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

この2つの法律によりまして、社会教育が学校教育、家庭教育との連携協力の要となることが改めて確認されました。本市の社会教育委員の選出においては、家庭教育の分野からの選出枠がありませんでしたので、家庭教育に関する必要な配慮を行い、立川市の社会教育行政の向上を図るため、平成20年7月の社会教育委員の改選に合わせて改正することとしたいものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

古木委員長 ありがとうございました。

ただいま、ご説明のとおり、既に法改正されておりまして、その施行についてでございますので、非常に市民との協働ということで大変結構なことだと思います。

本規則の改正について、ご質問ございますか。

中村委員。

中村委員 ちょっとほかと違いますね、選出のこの資格。ほかは関係者、あるいは有する者、これは活動を行うで、活動は入っている。これは他市町村を参考にしたのか、それとも準則があるために活動が入ったのかという質問ですが。

古木委員長 五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 これは社会教育法の第15の2項に、今、委員がおっしゃられました、家庭教育向上に資する活動という文面が明記されておりまして、そのほかの部分につきましては関係者ということで表記されている旨に基づきまして、立川市の条例につきましても、このような形での改正をお願いしたという内容でございます。

古木委員長 よろしいですか、中村委員。

中村委員はい。

古木委員長 ほかにご質問はございませんか。

ご異議ないようでしたら、本案を承認することに決します。議案第17号、立川市社会教育 委員に関する条例施行規則の一部を改正する規則については、提案どおり承認されました。 ありがとうございました。

議案

(3)議案第18号 立川市林間施設条例施行規則の一部を改正する規則 について

古木委員長 それでは、議案第18号、立川市林間施設条例施行規則の一部を改正する規則 について、でございます。これは担当の五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、議案第18号立川市林間施設条例施行規則の一部を改正する規則について、内容をご説明いたします。

この3月議会で平成21年4月から、八ヶ岳山荘への指定管理者制度の導入を進めるに当たって、立川市林間施設条例の一部を改正する条例が可決されたところでございます。

今回、立川市林間施設条例規則の一部を改正する規則については、具体的な内容について改正をするものであります。

お手元の立川市林間施設条例施行規則の一部を改正する規則の、新旧対照表をごらんください。アンダーラインが引いてある部分が規則の一部を改正する箇所でございます。

第3条第2項、使用の期間につきまして、申請のできる時期を、市内の在住、在勤、在 学者は使用する属する月の3カ月前の初日から3日前まで、その他の市外在住者は2カ月 前の初日から3日前までとするもので、市内の方の申請できる時期を優先する内容でござ います。

2ページ目の第5条の2、第1項第1号につきましては、市内の65歳以上の者は引き続き50%の減額をしますが、市外在住者は65歳以上の減額は行わないものとするものでございます。

ただし、第2号から第5号により、市外在住者のうち障害者及び必要とする介護については、市内在住者と同様に使用料の50%を減額するものでございます。

第5条の2、第2項につきましては、教育委員会が特に必要と認めるものがある場合は、 使用料の減免を行うことができるものとしたものでございます。

第6条、使用期間につきまして、宿泊できる日数の限度を、繁忙期を除き現行の2泊から3日にふやすものでございます。

4ページ目でございます。第8条、附属設備の使用について、利用のないテントの使用 は廃止をすることとしたので、これに伴い削除をするものでございます。

5ページ目の第12条指定管理者が行う業務について、条例第12条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第5条の2、第8条、第10条及び第11条の規定の適用については、これらの規定中、「立川市教育委員会」、「委員会」又は「職員」とあるのは、指定管理者と読み替えるものでございます。

以上であります、よろしくご審議をお願いいたします。

古木委員長 説明をありがとうございました。

本件に関するご質疑を承ります。ご質問はございませんか。皆さんよろしいですか、特に。十分に配慮されている新しい一部の改正でございますので、大変結構だと思います。

ご異議はございませんですか。

(「異議なし」の声あり。)

古木委員長 ご異議ないようでございますので、議案第18号、立川市林間施設条例施行規則 の一部を改正する規則については、提案どおり承認されました。ありがとうございました。

協議

(1)「図書館の見直し方針」について

古木委員長 次に、協議に移ります。「図書館の見直し方針」について、高橋教育部長。 高橋教育部長 今回ご協議の案件としてお願いしてございます図書館の見直し方針につい てでございますが、これにつきましては、2回の勉強会に加えてほぼ毎月、毎回この教育 委員会定例会において何らかのご説明あるいはご意見を伺っている最中でございます。今 回は3月25日に図書館協議会の臨時会をいたしまして、そのときの概要がまとまりました ので、それを図書館長から申し上げて、そしてご意見等をいただければありがたいと思っ ております。

なお、この図書館長の話の中にも、最後にでてきますけれども、4月25日からパブリックコメント及び5月10日からは説明会などもいたします。来月のこの定例会では、そうしたことなども踏まえていろいろご意見、あるいはご指導をいただければありがたいと思っております。

そして、これらを締め切った後、教育委員会としての方向性の部分でまたご意見をいた だくわけでございますが、きょう結論を出すということではなくて、協議回数をもう少し 重ねていただいて、一定の方向性をというふうに考えております。

したがいまして、きょうは図書館長からの報告事項につきまして、いろいろご意見を賜れればありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。 **古木委員長** ありがとうございます。

それでは、清水図書館長よりご説明をお願いいたします。

清水図書館長 それでは、私のほうから今、部長が申し上げましたように、第15期第1回図書館協議会の臨時会の概要についてご報告をさせていただきます。

日時、場所等については記載のとおりでございまして、会長以下、7委員さんの参加、 それから傍聴人のところは別紙となっておりますが、これは別紙を用意してございません のでご訂正をいただきたいんですが、別紙はなくて6名の方が傍聴として参加しておりま した。

内容といたしましては、ここで策定をいたしました図書館の見直し方針につきまして、 臨時に協議会を開催いたしまして、まず図書館長から図書館協議会に説明をいたしました。 その中で、図書館の見直しの方針に付随した指定管理者制度等についての図書館協議会の ご意見を伺いました。

それを、ぜひ教育委員会に内容を伝えていただきたいということがございましたこと、

それから3月21日に杉並区立阿佐ヶ谷図書館に協議会の委員の方が視察をいたしまして、 現場の内容を聞いて非常に参考になったと、問題点も出てきたということ、そういった点 を踏まえまして、ご意見をいただいております。

ご意見の内容は、大別いたしまして、指定管理者制度導入に向けての基本的な考え方を 問うもの、それから具体的な疑問点を問うもの、今後の進め方について問うもの、図書館 協議会での議論の仕方を問うもの、その4点、意見がございました。

それぞれ、主なものといたしまして、基本的な考え方を問うものにつきましては、視察に行きました杉並区では選書などについてもビジョンを持って行っているが、立川市でしはどうなのかということ、それから、どういう目的で、どういう指定管理者に、どういう図書館にしてもらいたいのか、どういうコンセプトでいるのか、そういったことが重要なのではないかとか、それから、柱の部分がしっかりあればいいけれども、指定管理者を導入するならその柱を明らかにしなければならない等々の、基本的な考え方を問う意見が多数出ておりました。

次のページに行かせていただきますが、具体的な疑問点を問うものといたしましては、 民間になった場合にボランティアとの連携はうまく行えるのか、個人情報について、次の 業者に変わるときに前の業者が持ち出すという危険性があるのではないか、企業はどのよ うなメリットがあって入札に応じるのか、低コストで運営すると職員の労働力の低下を招 くのではないか、地区館によって業者が異なってくるということはあるのか、その場合、 地区館の中での交流が少なくなるということはないのかといった具体的な疑問も出されま した。

3番目に、今後の進め方について問うものの中では、パブリックコメントを行うという ことだが、どういうふうにして具体的に聞いていくのかということを問われました。

それから、図書館協議会での議論の仕方を問うものといたしましては、基本的ステップについて協議会で意見を述べられるのはこの場だけであるのか、今後もあるのか、それと、本来は官庁からの諮問を受けて検討するものではないか、そういった意見が出されておりました。

また、指定管理者制度を導入した図書館の事例につきましては、いろいろ工夫していて、 指定管理者制度を取り入れることがよい方向に動いているように見えるところもあるとい うご意見や、どのような目的で、どのような指定管理者になってほしいのかという柱がし っかりしてさえいれば、そんなに恐れることではないし、市民もかたくなに拒否している わけではないという、そういった意見もございました。

これらの意見を受けまして、今回、教育委員会に概要を報告いたしましてご協議いただきますとともに、立川市が指定管理者を選ぶときに、きちんとしたコンセプトを打ち出して、それを忠実にやっていってくれる指定管理者を選び、民間独自のアイデアを取り入れて、もっとよい図書館になっていく方向を見い出すことが肝心であると考えますので、今後さらにパブリックコメントなどを通しまして、さまざまなご意見をいただきながら検討

を進めてまいりたいと考えております。

なお、明日でございますけれども、4月25日が第15期第8回図書館協議会の現行の委員によります最終の協議会になるため、次の第16期の図書館協議会におきましては新たな図書館行政のあり方といった内容について諮問することを考えておりまして、その中で指定管理者制度の導入につきましても、図書館改革の一手法としてご協議いただく予定でございます。よろしくご協議のほど、お願いいたします。

また、報告事項の(3)のところに、パブリックコメント等の日程のところがございまして、ただいま協議事項のところではございますが、あわせてご報告させていただきます。 資料の一番最後になるかと思いますが、「図書館の見直し方針」のパブリックコメント及 び説明会についてという1枚の資料でございます。

広報及びホームページにつきましては、広報は4月25日号に概要を掲載しております。 ホームページにつきましては、広報掲載時期に合わせまして全文を掲載しております。

中央図書館、地区館、各学習館、砂川支所、窓口サービスセンター、本庁資料室等におきましては全文を閲覧することができますし、必要に応じて配付を考えております。

あわせまして、地区別の説明会を予定しておりまして、概要といたしましては9回でございます。1回目が女性総合センター、中央図書館のあるところで市長の出席のもと説明を行いまして、それ以下8館の地区館に絡むところ、場所的にとれないところにつきましては近くのところをお借りしまして、5月の土曜と日曜日、合わせまして8回で説明会を行う予定でございます。

また、こういったことに対しましては、意見の提出につきましては、郵送、ファックス、 メール及び図書館への直接持ち込みでやっていただこうと考えております。

以上でございます。

古木委員長 関連して、報告の3番もご説明いただきました。

各委員のご意見を拝聴したいと思います。例えば杉並のもございましたし、先日ちょうだいした議事録もありましたし、そういうものをお読みいただいて危惧される点とか、教育委員の立場で専門性とか、いろいろなご意見があろうかと存じますが。中村委員。

中村委員 今、ご報告いただきまして、 から まで、よくまとめていただいて報告を受けまして、この内容についてはよく理解できました。

まず の基本的な考え方を問うもの。きょうは、前回までいろいろ意見を私どもが言って、これを中心とした意見ということでよろしいんですよね。前回のに引き続いてということですね。

古木委員長 引き続いてということです。

中村委員 じゃ、特にこれについて意見を言っていきたいと。 について、ですから、ある意味でごもっともな意見だと思います。皆さん、それぞれいろいろな意見がありますけれども。

これはどういうことかというと、やっぱり、市民が求めているものということに対する

基本的な考え方を言っているもので、ある意味では当然な意見が出ていると。ある意味では、利用する市民サイドから見れば、当然の意見が出ていると思うんです。

そうすると、いわゆる図書館を見直すという問題解決に対して、図書館を今後、図書館 の機能をよりよく発揮するためにどう見直したらいいかという問題解決に対して、一つは この皆様から出ている意見、あるいは市民のご意見、ごもっともな意見を考慮していく必要はあると思います。

しかしながら、お役所の仕事というのはやっぱり、限られた予算の中でどうサービスを していくかということですから、一つの制約条件の中で考えていかなきゃいけない。

すなわち、ここに出ている皆様のご要望その他と、それから制約条件、それを加味しながら問題解決の出力を出していかなきゃいけないというわけですね。ですから、そのためには、それをどう進めていくかという手順が物すごく大事だと思います。

その手順が、このきょうのご報告の 、 だと思います。この 、 の手順を示すことによって、今言った図書館の見直しという問題解決を、市民の立場から見ればごもっともな意見を、役所の一つの予算等の制約条件の中でどう解決していくかという手順が見えることによって、やっぱり市民の方に見える形にしていく。そうすると、例えば の疑問点も、その間で解消できる点も多々あると思うんです。

まず、以上、そこまで意見を述べておきたいと思います。

古木委員長 ありがとうございました。宮田委員は、特に心配される点は。

宮田委員 今ご発言があったように、今までさまざまな意見が出され、交換されて、いよいよこれから、よりわかりやすい進め方ということでつくっていけばよろしいのではないかと、その段階になったということだと思います。

古木委員長 前に他市のいろいろな状況を資料を拝読いたしまして、いろいろとやっぱり、特に業者委託ということに対する心配の念、図書館業務はそれにそぐわないなというような豊中市の状況とかがありましたけれども、立川市の場合は差し迫っておる行政改革がございますので、それを今、中村委員がおっしゃったとおり、いかにして市民に理解していただくかですね。ただ、その中で教育委員会の教育委員として、やはり図書館の専門性というものをこの民間委託にした場合にたもてるのかというような、一番その不安な点があるわけですよね。

恐らく、この5月10日から始まる説明会では、そういう質問もたくさん出ると思うんですが、やっぱり教育委員の立場では、いかにしたら図書館というのはただ単なる本を置いておくだけではなくて、やはり司書が指導する、あるいは専門的な図書の購入を市民のニーズに合わせて進めていくという、そういうようなことが求められているわけですから、そういう部分で、どこまで予算との兼ね合いといいますか、一方では経費削減しなくてはいけない、一方ではサービスをしなくてはいけない、そういう部分で非常にジレンマがあります。

大澤教育長。

大澤教育長 提案者の私のほうから、こういうことを聞くのはどうかなと思うんですが、実は図書館協議会の委員さんからも質問があるように、市のビジョンはどうなのかとか、あるいはコンセプトが大事なんだよというふうに言っているのはそのとおりだと思うんですけれども、今の図書館長、私は話は聞いているんですが、今後、図書館行政はどうあるべきかということは諮問するんだという発言がありましたね。その話は聞いているんですが、まずその中身について細かく詰めて話をしている段階じゃないんですが、もしこういうふうなことで図書館行政のあり方について諮問するんですよというふうに市民に知らせたときに、じゃ、あるべき姿というものが見えた段階でもって、その指定管理者制度等について議論すればいいじゃないかという話にはならないのかどうか。その諮問を、現時点での考えではどういうことを諮問する考えでいるのか、もし今、説明ができれば。また、今後検討していくのかどうか、簡単で結構ですから。

古木委員長 清水図書館長。

清水図書館長 どういう諮問をしていくかということの中では、先ほど申し上げましたように、新たな図書館行政のあり方という大きなテーマかと考えています。それは、市の基本計画自体が、第三次の基本計画が21年で改定をして22年から施行されるわけですが、そこの大きな方向性と図書館の中の計画自体も、整合をとらなければいけないというのがございますので、そこの図書館としての図書館行政としての計画に結びつくような答申をいただいて、計画に生かしていけたらというふうに考えています。

古木委員長 大澤教育長。

大澤教育長 地区館の運営については指定管理者で運営をしてくれよと、そういう前提の 上に立って今後の図書館行政をどう進めていくかという、そういう考えでいいですか。

古木委員長 それでよろしいですか。

では、高橋教育部長。

高橋教育部長 今、図書館長が申し上げたとおりでありますけれども、今後の図書館行政 についてのあり方ということ以前に、現在の図書館でも一つ、いつでも、どこでも、だれ でもという図書館の方針を持って、柱を持って進めているところでございます。

今回、指定管理者導入については、そうした市民サービスの維持及び向上ということに なっておりますけれども、向上の部分では開館時間の延長とか、開館日の拡大とか、こう した点を図っていきたいというふうに考えています。

そうした維持、向上については、非常に緊急を要する問題でございますけれども、そうしたことに対して、市民サービスの維持、向上に対して予算的な措置、この辺を考えると、今のやり方、今の図書館運営のあり方ではとても超えていけないだろうというところから、今回の見直し方針を提案させていただく予定でございます。

ただ、実は新たに図書館行政の中にも問題が多々出てきておりまして、図書館行政に対するいわゆる期待、これは現在も少しずつはやっているわけですけれども、例えば高齢者に対しての、団塊の世代向けの市民サービスはどうあるのか、立川市でいえば、市民交流

大学の応援はどうしていったらいいのか、それから児童図書館のサービスのことはどうしていくのか、それからいわゆるIT、電子関係のサービス、また医療サービス、健康に向けての何か図書館としてできることはないのか。実際には全国の図書館を見ますと、そうしたことごとに対応し始めている図書館がございます。

そうしたことを考えると、立川市の図書館サービスはこれでいいのかというと、決してよくはないわけでございます。これは実際には、今、図書館長が申し上げたとおり、新たな図書館サービスのあり方はどうあるべきかと、これをもう少し広い視点から取り組んで、図書館協議会から諮問して答申をいただいて、そして、そうした全体の計画的なものを構築していくということでございます。

これを考えると、さらに運営のあり方は、もっともっと資料費もふえてきますから、そうするとその資料費をどう担保していくのか、こういうこともございますので、きちっとした計画的な方針づくりをしていかないと進んでいかない、こういう理由からでございます。

ですから方針が基本的な計画ができてからこの指定管理者導入をしたらという、そういうものでもないということでご理解いただければと思っています。

古木委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか、ご質問あるいはご提言は。 中村委員。

中村委員 高橋教育部長からの説明、大澤教育長からあった点に関して質問を受けて、それに対しての個人的意見ですが、今、いつでも、どこでも、だれでもと、いわゆる時間、それから、どこでも場所とか地区、それから、だれでもというのは、いろんな年齢層とかいろいろあると思いますね。

それに加えて、親しみやすいという文化的雰囲気というのは、図書館にとって物すごく やっぱり大事だと思うんですね。

きょうのここにもありますけれど、貸本屋さんと違ってというご意見がこの中にありま したよね。それは、図書館としての文化的雰囲気が大事です。

それをしていくということは、現状で、部長さんがおっしゃったとおり、やっぱり出費はかさんだ現状のなるべく限られた予算の中でどうしていこうかというときには、一つの方向性としては、この指定管理者を導入するということは私は考えていいと思います。

それについて、この間4月19日にNHKの週刊子どもニュースという番組で、「知ってる?役所の仕事」というのが放映されていました。そこで、桑名市にある桑名市立中央図書館の映像と取材の結果が流れていました。それで、非常にサービスがよくなった、民間の会社の力を使うと使いやすくなったと。それから、読みたい本が読めるようになったと、インタビューで、映像で流れていました。

しかし問題があるというアナウンスも流れていました。しかしメリットは映像で流して、 デメリットは、ただアナウンスで流れてきている。ですから、ある意味では、いわゆる、 ニュースというのは客観性があるかどうかという問題があると思いますが、NHKの番組 で、子どもニュースということで見た場合には、客観性があると見てもいいのかなという 感じはします。

そうなると、ただ、よくなったというのはこれは対比の問題ですから、前のサービスが どうだったかということに対しての対比ですから。だけど、現状維持でも限られた予算を 有効に使うという点では、やっぱりそれは指定管理者制度を使うのは私はいいと思います。 もちろん、サービスが低下するなら、これはまずいですけれども、同等または同等以上の 場合。

ですから、そういうニュースを見て、今度は別の評価ですよね、市民とか、あるいはその図書館協議会以外の評価としてそういう評価が出てきたということは、価値判断の一つにしていいかなという感じはします。

以上です。

古木委員長 ひとつ質問として民間の方が仕事に携わるようになったときに、小学校や中学校の図書館との連携とか、小学校の図書室との連携とか、そういう部分ではやはり、かなりの協定書をつくって、今までの立川市役所の職員の方が、学校等の接触をしていることと比べても、全くどういう業者さんに当たるかはわかりませんし、どれだけの処理能力のある方が従事されるかはわかりませんから、まだまだ先の話ですか、その協定をして、こういう部分について仕事の内容を、現在の図書館事業の仕事の内容と同時に地域や学校との連携について何かその要望というか、当然のことなんですけれども、縛りというか、そういうものを協定書の中や仕事の内容に明記するというふうにしないといけないんじゃないかと思うんですけれども。

高橋教育部長。

高橋教育部長 小中学校の連携というのは、これは非常に大きな課題でございまして、今までも取り組みはしてはきたんですが、一つ大きな問題点がありました。

これは学校側が図書館の運営といいますか、学校図書館の運営についての基本的な方針、 運営の仕方、それからそれに割ける先生方の時間、こうしたものに非常に限界があったと いうことがあるわけでございます。

それに対して、立川市の図書館計画でも、子ども読書計画でも、こういうふうにしたらいいんじゃないかという図書館側の提案があって、働きかけもあって、一定の交流はしていたんですが、非常に限界があったというのが現状でございます。

今回、学校図書館の側に司書職を有する職員を配置します。ここに非常に大きな期待がかかっているんですけれども、この部分ではかなり学校側がこうしてほしい、こうやりたい、こういう学校側の考え方が、校長の教育課程に基づいて、子どもたちにこういう読書を勧めていきたいと、こういうような計画が出てくるはずです。

そうしますと、今度は、本来の意味での図書館との連携がとれるのかなということで、 今まであったことに対して、少し学校側が変わってきていますので、いい連携がとれるの ではないかというふうに、私どもは思っております。 同時に、指定管理者になった場合に学校との連携が図れないのではないかということで ございますけれども、これは今、委員長がお話しくださいましたように、要求推進書、協 定書で、ある程度解決できるのかなというふうに考えています。

これはなぜかといいますと、先に導入している阿佐ヶ谷の図書館では、学校図書館運営協議会というんでしょうか、いわゆる学校側の運営委員会に、地域単位に、学校側単位でつくっているわけですけれど、そこにその地域の図書館の職員が、いわゆる指定管理者を受けた職員が加わって交流をしています。

ですから、そこの部分は交流をして、そして図書館側にこういうものを要望すると、こういうような点が出てくればまた出せる、あるいは図書館側からも、こういうふうにしたらどうですかという、その運営組織の中で提案が進んでいくのかなというふうに思っていますので、委員長ご指摘の部分につきましては、もう一歩深めれば、中央図書館も児童図書担当もしっかり取り組んでいますので、その辺の部分での連携、これは要求仕様書の中で明記して取り組んでいきたいというふうに考えています。

古木委員長 ありがとうございました。

宮田委員。

宮田委員 この中で柱、要するに指定管理者制度導入の方向について、柱がしっかりしてさえいればというご意見も寄せられたということで、図書館の指定管理者制度導入に当たってのこちら側の柱、プランがどのようなものかを、もう少しはっきり見たいというように読み取れますけれども、私が今までの中で感じましたことは、そもそも「立川市の図書館のあり方」ということが柱であって、この柱が見えなければ賛成できないとか反対であるということよりも、むしろ、この柱はみんなでこれからつくっていけるのだというような考え方ではどうだろうかと。

立川にそもそもある資本と考える立川の図書館というものを見たときに、限られた予算があり、これをなくすことなく有効にさらに向上して使っていけるようにするにはどうしたらいいかということで、そのためにはやはリーつの方法として指定管理者制度も導入すべきかもしれない、また、そういったことの不都合や危険や不安感というものは、さまざまな連携によって解消できるのではないかということで、「立川のよりよい図書館」を柱に考えて、さまざまな角度から市民も対等に連携してつくることが実はできるんではないかということが、この指定管理者制度の導入のもう一つの効果といいますか、そういうものになるのではないかと考えます。

やはり、今までどうしても上から与えられたもので安心して生活をする、暮らしていくという暮らし方できましたけれども、いよいよ、それぞれが自分なりの考え方を持ち、生活することができるのではないかと。そういう意味では、図書館もまた同じで、自分たちのサービスはこういったものを求めるということを多く、広く言うこともできますし、また、それがすべて認められるということではなくて、お互いの連携やさまざまな教育的な効果も考えながら一緒につくっていきましょうということで、この方法がいいのかなと思

います。

市民の参加は、単なる労働力というボランティアだけではなく、こういった連携力をより高めるための部分としても参加ができるのではないかと思いますので、そうしますと、 市民との協力関係で、さらにその指定管理者に渡す、表現がそれでいいのかわかりませんが、指定管理者に預けていく部分についても検討していくということで、柱をつくっていけるのではないかと考えます。

古木委員長 ありがとうございました。

大澤教育長。

大澤教育長 今の宮田委員の意見は大変示唆に富んでるというか、重要な視点だなという ふうに思うんですが、今、皆さん方にお示しをしているこの図書館見直し方針、これはそ の行政の中でつくった。その一番根拠というのはやはり、非常にその財政状況がひっ迫し ている中でもってサービス水準を下ろさない、むしろ市民が望んでいるサービス水準を向 上させながら経費節減を図るためにはどうしたらいいかと、そういう視点でつくったのが、 この見直し方針でありますので、どうしてもやはりいろんな部分で市民が納得がいかない、 あるいは心配だという部分があるんでしょうが、やはり、それこそ図書館長が言ったよう に、図書館協議会で、当然その図書館協議会の中には市民、広報の方もいらっしゃいます し、いろんな職員の方もいらっしゃいますので、そこでもっていろいろここのあり方につ いてご検討をいただくという、これも大事なことでありますけれども、今、宮田委員がお っしゃったように、市民みんなでもって、市民の財産である図書館というものを将来どう あるべきかと考えましょうよと、考えていこうよと、我々で考えよう、行政に任せるんじ ゃなくして、我々と行政で恊働してよりよい図書館を考えていきましょうと、そういう視 点とは非常に大事なので、これは今後どういう形でもって市民と一緒に考えるかというの は、今後いろいろと検討しなくちゃいけませんけれども、考え方としては大いにこれは大 事な視点だというふうに思っています。ありがとうございました。

古木委員長 ありがとうございます。

やはり心配なのは、民間になれば一生懸命効率主義でやるという、そういうこともあるかもしれませんけれども、やはり、その与えられた仕事の範囲でもう、あるいは時間で終わってしまって、むしろ時間外とか何かのときに市民に対してやさしく接することができるか、そういうことが、市役所の正規職員さんの方ですと、やはり対応が皆さんよくやっていただいているんで、そんなことも心配ですし、いろいろとそれは心配の種は多うございますけれども、よろしくお願いいたします。

中村委員 いいですか、今の宮田委員の発言について。

古木委員長はい。中村委員。

中村委員 これからの行政の姿は、役所はただ執行するだけじゃなくて、意思決定にやっぱり市民の意見を入れて、その意見の入れ方はいろいろあると思います。考え方を入れる

のか、具体的に入れるのか、全部取り入れるのか、あるいはこれは納得いただくかとありますけれど、執行段階だけじゃなくて、そのあり方、ビジョンを示す段階で、意見をいろいる承っていくということは、非常に大事な視点だと思っています。

特に、文化的なものに関しては、なおだと思います。

古木委員長 ありがとうございます。

高橋教育部長。

高橋教育部長 今いろいろいただいている中で、先ほど委員長のほうから、図書館の職員の専門性がこれから継続的になっていけるのか、いわゆる安定的なサービスということの意味なんだと思いますが、今回ご報告している図書館協議会のほうでも、このところにも書いてございますけれども、図書館協議会の意見を教育委員会の方々が聞いてくださるのかという部分でのご意見が非常に強くございまして、そして、その中で一番心配しているのは何かといいますと、先ほど委員長がおっしゃった、専門性の部分、これの部分がどう担保されていくのかという部分だというふうに考えておりました。

もちろん私どもも、これをこうでなければ、いわゆる行政でなければ専門性が続かない ということではなくて、確かに心配されるように、民間が入った場合にその専門性がどこ まで継続できるかという不安はあるだろうと思います。

その辺の部分では、これから研修システム等も義務づけてしっかりしたものにしていきたいというふうに考えておりますけれども、そうした一つ一つのことをわかりやすく説明するという課題をいただいたように思いますので、今後またこの、今ここにある一つ一つのご質問に対して、何らかの形で説明していけるようなコメントをつくっていきたいというふうに考えております。

古木委員長 よろしくお願いいたします。

この所管は清水図書館長ですけれども、先ほど出ていました市民交流大学とかいろいろなことと連携があって、やっぱり五十嵐生涯学習推進センター長のほうともかかわっていくことが多いですよね。その辺はどんなものでしょう。

五十嵐生涯学習推進センター長。

五十嵐生涯学習推進センター長 今の委員さんの意見の中で、市民との協働、協力という部分がございます。これにつきましては、やはり生涯学習からつくるまちづくりという意味合いでは、大きな視点に立てば、市民と協力し合いながらまちづくりに努めていくと。それには、それぞれ地域には拠点がございますので、地域を取り巻く人々が地域に集って、そこの中で地域の活性化を図って、これが将来的にまちづくりに発展していけばいいのかなというふうに思っておりますので、それは図書館に限らず、さまざまな学習部分については共通する内容かというふうには思っています。

古木委員長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、また引き続いてこの件は意見交換をしたり協議をしたりしながら、続けて継続して皆さんのご意見を集約していきたいと思います。

では、この協議は、本日はここで終了させていただいてよろしいですか。 (「よろしいです」の声あり。)

報 告

(1)学級数・児童生徒数について

古木委員長 それでは、協議、図書館の見直し方針については、ここで終了させていただいて、次に3番の報告に移ります。報告は3件あります。報告(1)学級数・児童生徒数につきまして、岡部学務課長、よろしくお願いいたします。

岡部学務課長 それでは、平成20年度4月7日現在になりますが、市立小中学校の児童生 徒数と学級数について、お手元の資料のとおり集計できましたのでご報告いたします。

各学校の詳細につきましては、資料の表側に通常学級を、裏面に特別支援学級についてお示ししたとおりでございますが、通常学級につきましては、平成19年度に比べまして学級数がふえた学校が、小学校で三小や、けやき台小学校など、5校ございます。中学校では四中と五中の2校。逆に、減った学校につきましては小学校で二小、四小など6校、中学校では三中の1校となっております。

全体としましては、小学校では平成19年度に比べまして、児童数で81人の減、学級数では2学級の減となっております。また、中学校につきましては、生徒数で7人の減、学級数では1学級の増となっております。

裏面の特別支援学級につきましては、平成19年度に比べまして、小学校では4人の増、 学級数も1増となっております。中学校につきましては生徒数で4人増、学級数も1増と なっております。

これらの数字につきましては、いわば4月現在の速報値でございまして、正式なものにつきましては5月1日現在のものとなります。これにつきましては、現在調査をしているところでございます。

以上、ご報告いたします。

古木委員長 追って、また5月1日付で最終の数字が発表されるそうです。ありがとうございました。

報告

(2) 平成20年度指導課の方策について

古木委員長 次に、報告(2)平成20年度指導課の方策につきまして、樋口指導課長、お願いいたします。

樋口指導課長 それでは私からは、横1枚でございますけれども、平成20年度の指導課の 主な方策ということで、主なということでご理解を賜りたいというふうに考えてございま す。1枚に整理して、本年度もご報告をさせていただきたいというふうに思います。

今お話しいたしましたように、すべてということではなくて、主なものをここに方策と

して載せてございます。

それと同時に、ご案内のとおりでございますけれども指導課、これは特に学校教育の内容にかかわるものをここに載せさせていただいておりますので、指導課の仕事の中には教員、それから東京都の事務職員の人事、服務にかかわること、あるいは自己申告、業績評価にかかわること、そのようなことも指導課の職務でございますので、それについては省かせていただいております。

大きな柱を学力の向上と、開かれた学校づくりと市民との連携・協力、そして人間関係の向上を図るというような、大きな柱にさせていただいております。そこに合致しない、あるいは、いやその内容が関連があるんではないか、そういうのも当然あるとは存じますけれども、一応このような形で、全部で35の方策として整理をさせていただきました。

右側から主なものをお話をさせていただきたいというふうに思います。人間関係の向上を図る方策といたしましては、 といたしまして、本年度も、これは立川独自で取り組んでいることでございますが、特別支援教育アドバイザー、昨年度は6名の教員が7校へ、延べ14回の巡回支援に当たりました、これは継続してまいりたいというふうに考えております。

それから、 番目でございますが、昨年3月に報告会を開催させていただきました文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」、これを本年度も継続して受けることができましたので、引き続き学生支援員活用の研究を進めて、特別支援学級(固定給)への派遣活用を行ってまいりたいと思います。

それから、 番につきましては、いじめの相談レター等の取り組み、あるいはいじめ解消旬間の取り組みなど立川で積極的に進めておりますけれども、本年度、今、計画をしておりますのは、メールでのいじめ相談機能ということにも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

番目の、適応指導教室「おおぞら」につきましては、都の嘱託員を1名増の配置をいたしました。「たまがわ」におきましては、「おおぞら」と同様に、保護者の懇談とか保護者相談とか、そのようなことに本年度から取り組んでまいりたいというふうに考えております。

番でございますが、小学校全校にハートフルフレンドを配置をしてまいります。そして小学校 1 校、これは大山小学校へ東京都のスクールカウンセラーを配置してまいります、1名の配置でございます。

それから 番目でございますが、通級の指導学級に対しましての支援といたしまして、 国際医療福祉大学の大学院生のインターン、それを週1回インターン生の受け入れと同時 に通級学級への支援、これは新規に考えているところでございます。

番目は全学校への特別支援教育支援員の配置に取り組んでまいります。

番は、旧錦児童館に、七小の「ことばの教室」を移転し、新たに「情緒通級学級」を 設置したい。これは東京都教育委員会へ申し込んでまいります。そして、この旧錦児童館 を将来的に特別支援教育センター的な機能を持たせていきたいというふうに考えて、取り 組んでまいりたいと思います。

番につきましては、まだ内定の段階ではございますけれども、文部科学省の人権教育 推進地域指定事業、東京では私ども立川がこの指定を受けられそうでございます。全国45 カ所ということで、本年度につきましては、全小学校で一致した人権教育の推進、それに 当たってまいりたい、そのように考えてございます。

番の小学校の特別支援学級の合同合宿、「ふれあい体験」合宿、引き続き昨年同様、 海外からの留学生を招いての内容的にさまざまな人とふれあい体験ができるような取り組 みをしてまいりたいと思います。

真ん中でございますけれども、開かれた学校づくりと市民との連携・協力につきましては、 番につきましては、先週、JCと団体等の懇談もさせていただきまして、引き続き立川での、市民の皆様のご理解、ご協力をいただきたいというふうに考えております。

番につきましては、昨年同様に東京ベルディーと連携して、小中学校での体育授業支援の実施を行ってまいりたいと思います。

番目は、これは多摩教育事務所の中に都立学校経営支援センターがございまして、そこと本年度も連携しながら都立学校と小中学校の連携というような事業を充実させていきたいというふうに考えてございます。 番も同様でございます。

番につきましては、まだ都教委から提案を受けている段階でございますけれども、立 川競輪場を活用して都立高校で競輪部を設置していくと。それに対して、ぜひ立川の子ど もたちも一緒に参加をしませんかというようなことで、これも中学生の居場所づくりの一 環として私どもはとらえて、都教委と連携しながら進めてまいりたいというふうに考えて おります。

番目につきましては、スクールインターシップ事業、これはご報告をさせていただい ておりますけれども、小学校10校に28名の学生がインターンで参ります。

番目の教職大学院生のインターンでございますけれども、小学校2校、中学校1校に3名のインターン生が学校での実習に当たってまいります。

番目につきましては、部活動に関する活性費の支出を特色ある教育活動費の中から支出できるようなことに改善を図りました。

学力の向上につきましては、 番のマイスター事業につきまして、本年度も小学校において引き続き継続して実施をしてまいります。

番目の全小中学校での研究指定の継続研究支援、これも充実を図ってまいります。

番、それから 番が関連しておりますけれども、若手教員等の育成ということで、学校教育サポートセンターによる助言、支援、その充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

番は、夏期休業中に昨年度より開始しました「達人に学ぶサマーデイズ研修」、これは大変に教員のたくさんの参加を得て、大変昨年度も好評でございました。本年度も、例

えばNHKの気象予報士の方、あるいは、咄家の方、さまざまなところでその達人と専門性のある方に学ぶ研修を実施してまいりたいというふうに思っております。

番の小学校理科支援員の配置につきましては、昨年の10校から本年度13校ということで充実を図ってまいります。

番の学校・学級特別指導員、これも充実を図ってまいりたいと思います。昨年度は小学校13校、中学校4校で延べ22人の派遣をいたしまして、学校生活への支援に当たってまいりました。

最後の 番でございますけれども、昨年度、小中学校連携教育活動推進委員会で、全中学校区で9年間を見通したカリキュラムの作成を行いましたので、本年度は、すべてということではありませんけれども、一部分でもその実践に入れるようにいたしていきたいというふうに考えております。

また、本年度も立川教育フォーラムについて、開催の充実を図りながら実施をしてまいりたいというふうに思っております。本年度も、「確かな力 やさしい心 個を輝かせ 社会のために」という、このような私どものコンセプトのもとで、施策を推進してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

以上、ご報告でございます。

古木委員長 ありがとうございした。

中村委員。

中村委員 ご説明、ありがとうございました。なかなか多岐にわたってこの施策を実施していくのは大変だと思いますけれども、ぜひ、今年は統括指導主事も新設されましたし、なかなか大変だと思いますが頑張っていただきたいと思います。

と申しますのは、これを実のあるものに、あるいは確かなものに、効果あるものにしていくために、要するに子どもにどう届くかというのは大変だと思います。特に教育の場合は、質の評価というのは見えにくくてなかなか大変だと思います。

それから、効果が目に見えていくにはやっぱり時間がかかりますし、間接的ですから大変だと思いますけれども、ぜひ、お仕事は大変だと思いますけれども頑張っていただきたいと思います。

ただ、先ほど学務課長から説明がありましたけれども、評価の一端が、いわゆるその学級増、すなわち公立中学校へ進学することが、ひとつの目安になると思うんですね。あるいは小学校の入学に関しても同様だと思います。もちろん、市民の方が公立に行くか私立に行くかは皆さんの選択の問題ですけれども、やはり地元に任せられる学校があるかどうか、それによってやっぱり在籍数もふえてくるということも、私の自分の経験から肌で感じておりますので、先ほどの学級数の児童生徒数の評価もひとつしながら、これから多岐にわたる点で大変だと思いますが、ぜひこの方策を実のあるものにしていただければありがたいと思います。

以上です。

古木委員長 中村委員、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

ほかにご意見は。

宮田委員。

宮田委員 この学校づくりの中の、部活動における外部指導員の充実ですとか、特色ある 教育活動費から部活動活性費の支出を可能にしたというあたりが、とてもありがたいなと 思います。

特に、やはり学級を持った先生が部活動の顧問をされるというところで、非常に重労働であるということも見受けられますし、この活性費が出ることでさらにその重労働が多くなってしまうのはどうかなと思いますので、やはり的確な指導のできる、充実できる指導員が入っていただけることを強く望みます。

中学校で、講師の先生が指導されたところを拝見しますと、たいへん良いものがあり、 やはりその中身の、質がかなり違って見えましたので、そもそものこの部活動の効果、学 校教育で部活動があるということの効果が十分に果たせるのではないかなということで、 大変期待したいと思っています。

それから、教育の要項の改定もありましたけれども、中学校区ごとのカリキュラムの作成が実践されるということで、これも子どもたちにとっては、その成長の度合いが個々違いますので、この長い期間の中で一つずつ学ぶことができる機会が与えられるということは、喜ばしいことと思います。

あとは、特別支援学級の支援アドバイザーとしては、先生方がさらに技術を高められる ことを望みます。

それから、前に戻りますけれども、先ほどの学級数、児童数ですが、やはり人数の兼ね合いで二十数人、23人のクラスもあるかと思えば37人になってしまうということがあって、この差は子どもたちにとって大きいのではないかと思いますので、このあたりを十分にサポートしていただきたいと思います。

以上です。

古木委員長 ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

ほかにはございませんか。

古木委員長 ほかにご質問がないようでしたら、報告(2)平成20年度指導課の方策につきましてをこれで終わらせていただきます。

その他

古木委員長 報告(3)は、先ほど協議のところでご説明が終わりましたので、次にその他に参ります。その他で特にご発言を求める委員の方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようでしたら、本日の案件はすべて終了いたしました。

次回は5月8日午後1時半より、第9回定例会として当会議室にて開催いたします。

それでは、本日の会議を終了いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後 2時38分閉会

署名委員		

委員長